

令和4年度第3回 鳥取県議会情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月14日（水）午後2時から午後2時45分まで
- 2 開催場所 第4委員会室（議会棟別館3階）
- 3 出席委員 岸田和久 会長、
尾崎真理子 委員、衣笠克則 委員、
佐藤 匡 委員、米田由起枝 委員
- 4 事務局出席者 鳥取県議会事務局 寺口局長、遠藤議事・法務政策課長、
松本参事、山田係長

5 会議に付した議題の内容

- (1) 令和4年諮問第1号に係る答申案について
- (2) 令和4年諮問第2号に係る答申案について
- (3) 令和4年諮問第3号に係る答申案について

6 会議の概要

始めに、前回の審査会において質問があった事項について、事務局から次のとおり報告がなされた。

事務局）一度行った部分開示決定をやり直した経緯としては、審査請求の内容が「別にこういう対象文書があるはずなので探してほしい」というものであったため、当初の決定では文書の特定が不十分だったということを確認して、審査請求として取り扱うよりも議会側から自ら取り消して改めて処分を行う方が、相手にとっても丁寧だという判断であった。結果として、開示できる文書は当初の決定と同じだったが、開示できるものを「部分開示」として、存在しない文書は「不存在決定」として、2つの処分に分けて対象を分かりやすく特定して示したという意図であった。しかし、このやり直す際の議会側の考え方について、審査請求人には特に説明などやりとりをしたわけではなかったため、今回の審査請求で主張されているような受け止め方になってしまったのではないかと思われる。

また、鳥取県議会情報公開条例の立法趣旨に関する資料については、「議会制度等に関する調査検討委員会」で約2年にわたって議論・検討された後、制定されたものであり、同じ時期に制定した執行部の「鳥取県情報公開条例」との整合性を図りながら検討していったという経緯が読み取れる。ただ、その中で「本人による開示請求を認めるかどうか」ということについて、直接に議論をした経過が分かるような資料までは確認できなかった。この検討委員会は、先進県の県外視察に行っており、三重県と埼玉県の情報公開条例に「本人による開示請求の場合は開示する」という規定が置いてあり、検討過程でその資料も見ताうえで、鳥取県議会の情報公開条例では、そういう規定は置かないという判断はあったものと思われる。また、執行部との整合性という点で、執行部の方は、前身となる「鳥取県公文書公開条例」の時代から、本人による開示請求は認めていなかったということで、その従前の取扱いを変更するもので

はなかったということから、特段、「本人による開示請求を認めるかどうか」ということについて、説明資料が残っていないものと思われる。

この報告内容について、委員からの意見・質問はなかった。
続いて、各諮問事件に係る答申案について審議が行われた。

(1) 令和4年諮問第1号に係る答申案について

事務局から答申案の説明がなされ、次のとおり会長から補足説明があった。
岸田会長) 軽易な文書であっても、法律や規則で残すことが決まっていなかったとしても、実際に存在するのであればそれは開示するというのが大前提だが、本件では文書が残っているという証拠がなく、規則上も残す必要はないとされているので、ないものは開示できないという結論としている。

この答申案について審議を行い、修正等の意見及び質問はなかったため、採決が行われ、委員全員一致で原案のとおり決定することとされた。

(2) 令和4年諮問第2号に係る答申案について

事務局から答申案の説明がなされ、次のとおり会長から補足説明があった。
岸田会長) この件についても同じように、文書が残っているという証拠はないので、審査会としては請求棄却が妥当という結論になるものと思う。附帯意見については、前回の審査会で皆様からいただいた意見を丁寧に入れてあると思っている。

この答申案について審議を行い、修正等の意見及び質問はなかったため、採決が行われ、委員全員一致で原案のとおり決定することとされた。

※ただし、(4) その他において、原案の一部を修正することが決定された。

(3) 令和4年諮問第3号に係る答申案について

事務局から答申案の説明がなされ、次のとおり会長から補足説明があった。
岸田会長) 本日の冒頭に事務局から報告があった鳥取県議会情報公開条例の立法趣旨について再確認いただいた結果を踏まえ、前回議論した結論で相当というところで、答申案を作成した。ただ、その全部を載せているわけではないため、そこを書くべきかどうかという点はあるかと思うが、原案としてはその点はそこまで詳しく書かずに答申案としている。

この答申案について審議を行い、次のとおり意見が交わされた。
委員) 正式な文書に載せるときの判例の表記として、この書き方で良いかというのが一点目。二点目は、同じ判例が下にも出てきているので、「前記判例」などと略するのか、というのが気になったので、教えていただけないか。

委員) 確におっしゃるとおり、判例の表記は修正すべきと思う。また、指摘いただいた2点目についても、「前記判例」等で簡易な記載にした方が良いと思うので、こちらも修正すべきと思う。

委員) 附帯意見の文末について、個人情報保護条例を制定すべきであるということで、会として要望しているということだと思うので、例えば、「条例を制定することを強く要望する」という表現の方が良いかなと思う。

委員) 要望として書くということで、今は「すべきである」ということで会の判断として書いてあるわけだが、やはり判断は、その前の「第7」の部分で書くべきで、附帯意見としては要望として記載するのが良いと。そういう趣旨と理解して良いか。

委員) おっしゃるとおり。

委員) 他に意見・質問はないようなので、ただいま指摘いただいた点については、「強く要望する」という終わり方で訂正するのが良いと思う。

以上で意見及び質問が出尽くしたため、この答申案について採決が行われ、委員全員一致で原案を次のとおり修正することとされた。

ア 最高裁の表記について、「平成13年12月18日最高裁判例」とあるのを正式な表記に訂正すること。

イ 繰り返される最高裁判例の表記について、簡易な記載に訂正すること。

ウ 附帯意見の文末について、「条例を制定することを強く要望する」と訂正すること。

※ただし、ウについては、(4) その他において、更に修正することが決定された。

(4) その他

ア 答申案について、次のとおり意見が交わされた。

委員) 先ほど第3号について修正を決定いただいたところだが、第2号の方は、附帯意見の文末が「求める」となっていて、ここはそろえた方が良いのかどうかをお聞きしたい。

委員) 表現を変えると、要望の強弱が出るというか、そういう読み取り方ができてしまうので、「求める」あるいは「要望する」ということで統一するというのも一つの考え方ということですね。

委員) 同じ方からの審査請求なので、そろえた方が、差があると思われなかなという意見。

委員) 第3号の附帯意見については、本来個人情報保護条例というのはずいぶん前からつくってしかるべきだったところが長年放置されてきたということが前提としてあるので、ここは「強く要望する」という「強く」という表現を入れてもやむを得ないのかなと思う。一方で、第2号の方については、普段事務をされている中で、今回のケースがちょっと修正いただきたい点があったという形かなと思うので、「強く」と書くところとちょっときついかなという気がする。「求める」を「要望する」に統一するという意見であれば、私も賛成。

委員) 第2号と第3号の意見の求める強弱を委員の皆さんでちゃんと共有しておけば、それで良いと思う。

委員) ○○委員の意見で良いと思う。

委員) 言葉の問題だが、上に要望という言葉がすでに出てきているので、「要望する」とすると要望・要望と重なってしまっていて体裁が良くないのかなと思う。

委員) 確かにそう思う。

委員) 第3号の方を「求める」とすると、ちょっとトーンダウンしてしまうか。「強く」と入れるのであれば「要望する」で受けたいところ。

委員) 「意見や要望」とあるのを「意見等」にすれば「要望」は重ならないが。あとは「要望」よりも適切な言葉を探すか。

委員) 「要求」だときつすぎる感じがする。

委員) 今回の審査請求人が求めているのが意見ではなく要望なので、「意見等」にまとめてしまうのはちょっと、という気がする。

委員) おっしゃるとおり。

委員) 主観にはなるが、「求める」と「要望する」にどの程度のニュアンスの違いがあるのかなという気がするので、「求める」に統一するのも一案かなと思う。

委員) 語感を強める意味で「求めるものとする」というのは、そうすると少し堅くなるので、若干強くなるかなと。

委員) すべて「求めるものである」とすると。

委員) 第3号も「求めるものである」とすると。

委員) 第3号は「早急に」を「制定」の前に持ってきて、「強く求めるものである」というのでどうか。

以上で意見・質問が出尽くしたため、改めて、令和4年諮問第2号に係る答申案及び令和4年諮問第3号に係る答申案について採決が行われ、委員全員一致で、既に決定した修正に加え、原案を次のとおり修正することとされた。

(ア) 諮問第2号について、第8の1の文末の「求める」を「求めるものである」に修正すること。

(イ) 諮問第2号について、第8の2の文末の「求める」を「求めるものである」に修正すること。

(ウ) 諮問第3号について、第8の文末を、「鳥取県議会における個人情報保護に関する条例を早急に制定することを強く求めるものである」に修正すること。

イ 答申案の修正に当たって、文章の前後のつながり等も含めて多少の字句変更については会長に一任することを委員全員が了承した。

ウ 事務局から答申の概要及び審査会の会議録について、案件を特定できるような情報は除いたものを鳥取県議会ホームページで公表すること及び会議録については発言

者が誰であるかは分からないようにしたものを公表することについて説明があり、委員全員が了承した。